

平成25年第2回大町町議会（定例会）会議録（第5号）						
招集年月日	平成25年6月10日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	平成25年6月20日	午前9時17分	議長	原田 謹吾	
	閉会	平成25年6月20日	午前9時53分	議長	原田 謹吾	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	原田 謹吾	○	6	八木 俊文	○
	2	松崎 直文	○	7	藤瀬 都子	○
	3	中山 雄次郎	○	8	山下 時三	○
	4	三谷 英史	○	9	永尾 光次	○
	5	森 カヲル	○	10	中山 初代	○
会議録署名議員	10番	中山 初代	2番	松崎 直文		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	田島 宏隆	書記	野田 悟美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	武村 弘正	副町長	松江 正幸		
	会計管理者	三根 和弘	総務課長兼 企画課長	鶴崎 敏彦		
	総務課参事	岩瀬 重義	生活環境課長	藤瀬 公明		
	町民課長	坂井 清英	保健福祉課長	狩峰 亮司		
	産業振興課長	水川 一哉	建設課長	三根 康憲		
	町立病院事務長	黒木 昇一郎	教育委員会事務局長	津野 道彦		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽平成25年6月20日

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

日程第2 継続審査について

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

午前9時17分 開議

○議長（原田謹吾君）

ただいまの出席議員10名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年第3回大町町議会定例会5日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

日程第1 本定例会の議案等の委員長報告及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第1. 本定例会の議案を議題といたします。

まず、これに対する各委員長の報告をお願いいたします。総務文教委員長。

○総務文教委員長（永尾光次君）

議会休会中に当総務文教常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（大町町税条例の一部を改正する条例について）、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（大町町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度大町町一般会計補正予算（第7号）について）、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）、議案第26号 大町町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

について、議案第27号 大町町教育委員会教育長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 大町町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第30号 平成25年度大町町一般会計補正予算（第1号）について、議案第31号 平成25年度大町町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第32号 平成25年度大町町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第36号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第30号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決、承認すべきものと決定しました。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書、この件につきましては、採択すべきものと決定しました。

以上で当総務文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

産業厚生委員長。

○産業厚生委員長（山下時三君）

議会休会中に当産業厚生常任委員会に付託されました議案について審査いたしました結果を報告いたします。

議案第29号大町町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 平成25年度大町町一般会計補正予算（第1号）について、議案第33号 平成25年度大町町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第34号 平成25年度大町町立病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第35号 町道変更認定について。

以上の件につきましては、担当課長の説明を受け、慎重に審査いたしました結果、議案第30号中の当委員会関係分並びにその他の議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定しました。

請願第2号 「生活保護法の一部を改正する法律案」の廃案を求める意見書の提出を求める請願書、請願第3号 国は有明海の深刻な漁業被害をなくすため一日も早い前倒し開門等実施することを求める意見書の提出を求める請願書。

以上の件につきましては、継続審査と決定しました。

以上で当産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告を終わります。

○議長（原田謹吾君）

以上で各委員長の報告を終わります。

続いて、これより委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

請願2号と3号、継続の理由を知らせてください。

○産業厚生委員長（山下時三君）

請願2号については、国会では、衆議院では採択されていますが、参議院ではまだ未採決です。国会の流れを重視し、全員一致で継続といたしました。

請願3号については、魚介類漁業者、またノリ業者、農業者、それぞれの反対行動がある中で、農水省は開門調査を実施するための代替水源地の海水淡水化施設を建設する、その関連工事予算の330億円の確保もできているが、長崎県側の建設予定地の反対で着工もできないなど、国側の努力は認めなければいけないと思います。けさの新聞にも大きく報道されておりまして、私自身も一農業者として、やはり考えさせられる部分がいっぱいあると思います。そういうところで、国は今のところ開門調査を実施する方向で努力をされていると思いますので、一応今の時点では継続がいいという結論に達しました。

○議長（原田謹吾君）

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようですので、以上をもちまして委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第22号については、総務文教委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第23号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第23号については、総務文教委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第24号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第24号については、総務文教委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第25号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第25号については、総務文教委員長報告どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案どおり承認することに決定いたしました。

議案第26号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第26号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第27号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第27号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第28号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。中山議員。

○10番（中山初代君）

職員給与条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

東日本大震災に対処することを理由に、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段としてきた国のやり方に納得できません。地方の人件費抑制の努力を考慮することなく、本来、条例により自主的に決定されるべき給与について引き下げを要請することなど、あってはならないことです。安倍首相の経済界への賃上げ要請にも逆行するものです。また、地方公務員給与の削減は、中小地場産業で働く労働者にも影響するとともに、地域経済の疲弊を深刻なものにし、デフレ脱却に逆行します。大町町職員は大きく減らしながらも、しっかり頑張っていると思います。1カ月平均で2,882円の給与は引き下げる必要はないと思います。また、これまでの人件費抑制の努力は認めるものの、その陰には、嘱託雇用16人、日々雇用29人、いわゆる非正規雇用45人、これは多いと思いました。この実態は少しずつで

も正規の職員として身分を向上させていく努力も必要ではないでしょうか。この点も要望して、28号には反対いたします。

○議長（原田謹吾君）

賛成討論はございませんか。中山議員。

○3番（中山雄次郎君）

ただいまの反対討論でございますが、当委員会委員長が御報告どおり、慎重に審議いたしまして、近隣市町の動向も鑑みた上での慎重な審議で賛成をしたわけでございますので、賛成したいと思います。

以上です。

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第28号については、総務文教委員長報告どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原田謹吾君）

起立多数と認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決することに決定いたしました。議案第29号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第29号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第30号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第30号については、総務文教、産業厚生、各委員長報告どおり可決することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第31号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第31号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第32号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第32号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第33号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第33号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第34号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第34号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第35号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第35号については、産業厚生委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第36号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第36号については、総務文教委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決することに決定いたしました。

請願第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第1号については、総務文教委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

請願第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第2号については、産業厚生委員長報告どおり継続とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は継続とすることに決定いたしました。

請願第3号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

請願第3号については、産業厚生委員長報告どおり継続とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、請願第3号は継続とすることに決定いたしました。

日程第2 継続審査について

○議長（原田謹吾君）

日程第2. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申し出が提出されております。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時39分 休憩

午前9時40分 再開

○議長（原田謹吾君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日議案2件、発議1件、意見書案1件が追加提案されましたので、日程に追加し、議題といたします。

日程第3に追加議案の報告及び一括上程、日程第4に提案理由の説明及び質疑、討論、採決を追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、日程第3．追加議案等の報告及び一括上程、日程第4．提案理由の説明及び質疑・討論・採決を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3 追加議案等の報告及び一括上程

○議長（原田謹吾君）

日程第3．本日議案2件、発議1件、意見書案1件が追加提案されました。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

ただいま朗読させました議案第37号及び議案第38号、発議第1号、意見書案第2号を一括上程し、これより議題といたします。

日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（原田謹吾君）

日程第4．これより追加議案等の提案理由の説明を行います。

議案の提案理由の説明を町長より行います。武村町長。

○町長（武村弘正君）

本定例議会開会日をお願いをいたしておりました武道場新築工事請負契約案件を、また、新たに教育委員会委員の任命議案を追加議案として御審議を賜りたいと思います。

それでは、これより追加議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号 平成24年度学校施設環境改善交付金事業（繰越明許費）大町中学校武道場新築工事請負契約の締結について。

平成25年6月11日に大町町財務規則第101条に基づき、一般競争入札に付した大町中学校

武道場新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、武道場（S造一部2階建て、延べ床面積1,314平方メートル）の本体工事や、電気・機械設備工事、南校舎やプール棟の解体工事などが主なものとなっております。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議案第38号 大町町教育委員会委員の任命について。

現在、大町町教育委員会委員が空席となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新たに委員として三好裕人氏を議会の同意をいただき任命したいので、よろしく願いをいたします。

○議長（原田謹吾君）

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時44分 休憩

午前9時48分 再開

○議長（原田謹吾君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

続きまして、発議の趣旨説明を提出議員より行います。松崎議員。

○2番（松崎直文君）

発議第1号 大町町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

本発議につきましては、大町町議会議員の議員報酬の特例措置を講ずるため、大町町議会議員の議員報酬の支給額の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものです。

内容といたしましては、議案第26号、27号及び28号に準じ、国との給与比較で100を超えている部分の0.9%を25年7月から26年3月まで減額するものです。よろしく願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

お諮りいたします。意見書第2号につきましては、全議員の方が賛成となっております

ので、提案理由の説明及び質疑は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号の提案理由の説明及び質疑は省略することに決定いたしました。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

続いて、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、これをもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第37号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第38号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

議案第38号については、町長提案のとおりこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、大町町教育委員会委員には三好裕人氏を任命、同意することに決定いたしました。

発議第1号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

発議第1号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

意見書第2号。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（原田謹吾君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。

意見書第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議なしと認めます。よって、意見書第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、平成25年第3回大町町議会定例会は、これにて閉会いたします。議事進行についての御協力、まことにありがとうございました。

午前9時53分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月20日

議 長 原 田 謹 吾

会議録署名議員 中 山 初 代

会議録署名議員 松 崎 直 文

局 長 田 島 宏 隆